

第4回長野家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成16年11月30日午後1時30分から午後3時30分

2 場所

長野家庭裁判所大会議室及び6号法廷（模擬調停）

3 出席者

（委員）佐藤芳嗣，須田充子，中山隆夫，花岡圭子，松岡英子，山崎啓明，米窪千加代（50音順，敬称略）

（オブザーバー）萩原忠一郎調停委員

4 議事

開会の言葉（総務課長）

中山委員自己紹介

委員長選任

委員長が選任されるまでの間，松岡委員長代理が議事を進行する。

委員長の役割からすると，中山委員が委員長に適任である。（米窪委員）

私も裁判所長が委員長に適任だと思う。（花岡委員）

私も賛成である。（須田委員）

当面は中山所長が委員長でよいと思う。（佐藤委員）

私も賛成である。（山崎委員）

委員長として，中山委員が選任された。

模擬調停（6号法廷）[別紙1のとおり]

討議

調停事件は一般的に増加する傾向にあり，今回模擬調停の事件として取り上げた夫婦関係調停事件も同様である。熟年層の離婚が最近増えているように見受けられるが，昭和50年の数値で結婚20年以上の夫婦の離婚率が5 .

8パーセントであるのに対し、平成13年は離婚率17パーセントになっており、数値的にもそれを裏付けている。

若年層の離婚も増加傾向にある。若年夫婦の夫婦関係調停事件を実際に担当してみると、話し合いの余地もなく一方的に相手が悪いと決めつけ、裁判所に判断を求めるケースが増えているように思える。

最近の若年夫婦は、調停の場で話を揉もうとしても、「価値観が違う。」の一言で終わってしまう。この人達をどのように解きほぐすか大変な葛藤がある。一方、熟年離婚は、もう面倒を見るのはいやだということで、こちらも見えない。このような状況の中で、調停委員にどのような資質が要求されるかの検討が必要となる。

また、最近の調停の背後には、DV（ドメスティックバイオレンス）あるいは児童虐待が垣間見られる。その辺りの基礎的な知識も調停委員には必要になってくる。

このような様々な問題を背景に、調停委員をどのように確保するか検討していくことになるが、さらに調停委員の研修を充実させる必要もある。この点に関しては、第3回の家庭裁判所委員会の際に佐藤委員から発言があった部分だが、私も全く同じ問題意識を持っている。そのような点についてもう少し詳しく説明して、討議をしていきたい。（委員長）

統計資料説明[別紙2のとおり]（事務局）

今回の模擬調停は、申立から3か月半、回数にして4回で調停が成立したが、調停にかかる期間と調停の回数に基本原則はあるのか。また、調停不成立になった場合はどうなるのか。さらに、調停費用はどのくらいかかるのか。（須田委員）

審理期間と回数については、夫婦関係調整調停事件に限ると約80パーセントが半年以内に結論を見ている。これは、長野県でも全国でも同様な傾向だ。回数は特に制限はない。だいたい2回から4回で結論を見ることが多い。

今回の模擬調停のように子供が争点になって面接交渉等があると回数がある程度増え、必然的に審理期間も若干延びる。

調停が不成立になると、訴訟手続で判決を求めることになる。訴訟手続は地方裁判所で行われていたが、本年4月から人事訴訟事件が家庭裁判所に移管された。よって、家庭裁判所の手続で訴訟まで行うことができるようになった。

調停にかかる費用については、調停申立費用の1200円と申立人及び相手方双方への連絡用の切手代程度で、調停期日を何回行っても費用は同じである。なお、各自が裁判所まで来てもらう交通費は各自の負担となる。(事務局)

夫婦関係調停事件にかかる期間は全国的には4か月弱、平均審理回数は2.7回となっている。当事者が納得できる調停にするには十分話を聞く必要があり、あまり審理期間が短いと当事者の納得も得られない。(委員長)

調停委員としては、なるべくまとめて主張を聞く努力をしている。(萩原調停委員)

今回の模擬調停は、婚姻継続という結論となったが、実際には調停離婚が多く、婚姻継続は少ない。うまく行きすぎたケースを見たのではないかという感想を持った。また、今回の模擬調停では、夫が妻に暴力を振るったケースだが、夫が暴力と感じない暴力がかなりあると聞いている。その辺を対象者に納得させるような方策をやってもらわないと円満解決にならないのではないかと感じた。

なお、模擬調停で「奥さん」や「ご主人」という言い方が出てきたが、ジェンダーの観点から抵抗を感じた。もし、自分が調停を申し立てた場合には、そのような言い方を調停委員は替えてもらいたいと思う。このように、調停委員が自分の感性と完全に異なっているので替えてくれと言うことはできるのか。(松岡委員)

それは、原則としてできない。(委員長)

調停の際に調停委員の価値観が出るのではないか。そういうときに問題があると思う。(松岡委員)

今の松岡委員の指摘は大変良い指摘だと思う。今回のシナリオも係でいろいろ考えて作成したが、今回のケースは最初からうまくいくケースではないかとも思われる。しかし、最近の若年夫婦は、自分の主張が通るか通らないか一方的に裁判所に答えを求めるようなところがあり、必ずしも常にうまくまとまるケースばかりではない。

また、「奥さん」と「ご主人」という言い回しも、日頃あまり意識せずに出てしまいがちだが、御指摘はもっともであり、我々も気をつけていかなければならない点であると思う。(委員長)

今回の模擬調停は、時間が短かったので十分に言いたいことを吐き出せないことがあったのではないか。こういう模擬調停をする場合には、もっと具体的な内容を出してもらったらよいと思う。でも、興味深かった。(米窪委員)

先程、事務局の方から、調停不成立の場合には人事訴訟へ進むという説明があったが、長野での調停不成立の16パーセントは全て人事訴訟へ行くのか。(松岡委員)

調停を不成立で終了した事件の全てが離婚訴訟になる訳ではない。調停では合意が得られなかったが、どうしても離婚したいと考えた当事者が離婚訴訟に踏み切る。又、調停を取り下げた者が、離婚訴訟を提起する場合もある。離婚訴訟はこれら両方を含んでいる。最近では、訴訟に頼らず、民間の紛争解決機関に相談する場合もあるようだ。(委員長)

取下げとはどういうものか。(松岡委員)

例えば、一方当事者が不出頭で調停ができなかったり、調停を申し立てたものの、気が変わって取り下げる場合もある。その後の去就がはっきりしな

い場合も多い。(事務局)

今回の模擬調停を見て、このように調停が進むという仕組みを理解するにはよかった。

今回の模擬調停では、裁判官は最初から入っていなかったが、裁判官は調停にどのように関わるのか。(山崎委員)

通常は、裁判官1人と調停委員2人の計3人で調停委員会を構成しているが、裁判官は調停を同時に何件も持っているので、調停委員に具体的な進行を任せている場合が多い。しかし、なるべく手続に入るようにしているし、調停期日が終わった後に、その期日にどんなことがあったか等の報告を受けているので、事件の進行は把握している。節目節目に裁判官が入って当事者に直接会って説得したり、進行を決めたりすることが多い。(桂木裁判官)

自分もなかなか調停に入りきれないが、自分で手控えをとって事件のポイントを確認している。今日の模擬調停とは異なるが、調停の最初に裁判官が入って当事者に会い、どのような事件か把握するという方法を実施している裁判所もある。この度、調停官制度という制度ができ、本年1月1日から施行している。これは、弁護士が週1回、調停官として裁判官と同じように調停委員会を主催する制度である。この制度を作ったのは、弁護士任官がなかなか進まないの、弁護士が調停官として事件処理を担当してもらう中で、その資質や能力、人物などがよくわかってくる。裁判官から見てということだけではなく、書記官、調査官などの目を通してその辺りを見ていくことになるが、素晴らしい人だということになれば、裁判所から常勤の裁判官にどうかと誘うこともできる。弁護士の方から見ても、弁護士任官が進まない一番のネックは事務所経営の問題と言われており、受任している事件をどうやって少なくしていくか、雇っている事務員をどうするかという問題があるが、確実に裁判官への任官が保証されている訳ではないので、なかなか計画的に進めることができないというところにある。しかし、裁判所から勧められ

ばその点の心配はないし、2回の再任期間4年のうちに計画的にフェードアウトしていくことも可能となる。その点を考えての制度であるが、何とかこれによって弁護士任官が増えてくれないかと考えている。（委員長）

模擬調停の感想として、少なくとも冒頭には裁判官が出席した方がよい。常時出席する必要は基本的にはないと思うが、事件の内容によっては、法律問題が重要となる場合や、専門的な知識が必要な場合等、裁判官の関与が必要であると思う。

模擬調停の内容については、手続の流れを理解してもらうためには良かった。ただ、弁護士の立場からすると、弁護士が付く場合もあるので、その辺も含めてもよいと思う。実際にはいろいろな弁護士がいるので、実際の調停のときには調停委員は苦勞するのではないかと思う。

弁護士任官については、深い議論が必要となるが、日本の場合には法曹一元になっていないので独特な制度であると認識している。ある意味では弁護士任官は中途半端な制度になっている。一人で事務所を経営しているのに、どうやって任官するのか。ただ、東京を中心に共同事務所化が進んでいるので、長野とは状況が違うが。（佐藤委員）

調停に弁護士が付く場合を模擬調停に入れると、その前に説明が必要となるので、今回は特にそこまでの設定は省いた。

佐藤委員は、弁護士にもいろいろな人がいるので、調停委員は苦勞するのではないかと言っているが、弁護士が付いた事件で何か困った経験があるか、萩原調停委員にお聞きしたい。（委員長）

弁護士の場合には申立がきちっとしているが、その内容については当事者にまず聞くことにしている。弁護士が調停委員を押さえるという場面に遭遇した経験はないが、見通しを早くつけて調停不成立だと結論を急ぐ弁護士はいる。その場合、結論を急がないようにと説得している。（萩原調停委員）

それから、弁護士が調停委員をやっている場合も多い。例えば、遺産分割

には弁護士調停委員が力になる。(委員長)

よく調停の後が大変だという話を聞く。例えば、養育費がもらえなくて大変だとか。(米窪委員)

履行勧告という制度がある。調停調書に記載した事項については確定判決と同様な効力があるが、履行勧告は比較的簡単な手続で申出ができる。場合によっては電話でも受け付ける。しかし、あくまで勧告なので、履行できないこともある。その後は強制執行を自分で申し立てなければならないことになる。その場合、何を差し押さえるかという問題になるので、手続として自分だけでやるのはなかなか難しい。裁判所や弁護士に、手続について相談してもらうことになる。(事務局)

従前は、将来の費用については強制執行できなかったもので、滞納の都度申し立てなければならなかったが、平成16年4月から民事執行法が改正になり、将来分も含めた養育費も執行可能となった。(事務局)

次回の家庭裁判所委員会では、調停委員の確保と研修ということで、もう少し詳しいデータを示して、研修をこんな風にやっているという内容を含めて検討したいと考えてる。(委員長)

法の日週間行事として11月19日に行われた「家庭裁判所から見た少年非行について」の講演会の報告(総務課長)

11月19日に「家庭裁判所から見た少年非行の講演会」を実施した。会場は350人収容の大ホールを選んだが、参加者73名という結果になった。

裁判所の実施した広報として、7月下旬には裁判所長から司法記者クラブに対して記者レクを実施した。その後、8月に入って県内の各市町村の広報誌に掲載依頼をするとともに、司法記者クラブの幹事社を通して広報記事の掲載依頼をした。NHKのお知らせ委員会にも依頼し、裁判所のホームページにも掲載した。そのような広報活動にもかかわらず応募者の伸びがなかったので、10月末から11月初旬にかけて再度記者クラブに掲載依頼し、信

濃毎日新聞の記事にも載せてもらった。ケーブルテレビや県警本部にもお願いした。

結果として参加人数は伸びなかったが、内容については、好評に終わったと認識している。

花岡委員，山崎委員にも当日御来場いただき，松岡委員にも学生に声をかけていただいた。

それから，今回「司法の窓」の裁判員特集号をお配りしたが，私が総務局長をしていたときの内容を記載してある。その他，裁判所データブックもお配りしたが，御活用いただきたい。（委員長）

この法の日の記念行事について，事前に応募しなければ参加できないことになっている。事前に応募しなければ参加できないのでは参加しにくいと思う。また，事前に弁護士会に言ってもらえれば協力できたのと思った。

それから，今日の資料も含めて長野地家裁の統計をホームページに掲載して欲しい。（佐藤委員）

このような委員会で出すデータを蓄積して，ホームページ等に情報公開するなどしていきたいと思う。弁護士会に協力を依頼する点についても，今後検討させていただく。（委員長）

5 次回期日

後日の調整で，平成17年3月1日午後3時からに決定

（注）

は，委員の発言内容

は，委員会において確認した事項